

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。昭和45年10月に夫婦で国民年金に加入し、夫が二人分の国民年金保険料を納付したのに、夫は納付済みとなっているのに自分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は連番で昭和46年11月13日に払い出され、45年10月1日にさかのぼって資格を取得しており、申立てどおり夫婦一緒に国民年金に加入したことが確認できる。

また、昭和45年10月に夫婦と一緒に資格を取得した以降は、申立人は申立期間を除き全期間にわたって国民年金保険料を納付しているほか、厚生年金保険との切替手続も適切に行われており、納付意識が高かったことがうかがえる上、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間について、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳では資格取得日が昭和45年10月1日となっていたのに対し、年金記録は、当初、46年10月1日となっていたが、平成4年5月に資格取得日が昭和45年10月1日に訂正され、申立期間直後の46年4月から同年9月までが納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理の不備も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成7年3月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和62年3月から同年7月まで
②昭和62年11月から平成2年12月まで
③平成3年4月から4年3月まで
④平成6年8月から7年9月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、①の期間は未加入、②、③、④の期間は未納との回答を得た。①の期間はA区役所で保険料を納付又は免除申請し、②、③、④の期間は、それぞれ免除申請した記憶があり、未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、平成3年12月以降であり、その時点で申立期間①については、時効により納付することはできず、さかのぼって免除申請をすることもできない。

また、申立期間②及び③についても、記号番号の払出時期からみて、平成3年10月以前にさかのぼって免除申請を行うことはできないことから、免除申請が行われたとは認め難い上、申立人に確認しても、国民年金加入手続及び免除申請手続の記憶がはっきりせず、さらに当時居住していたB市の国民年金の電算システムでも、申立人は未納の記録となっており、申立てを裏付ける周辺事情等はない。

一方、申立期間④についてみると、申立人は、平成6年9月9日に結婚しており、申立人の妻は申立期間④について免除申請を行っている。申立人によれば、結婚以降、夫婦で免除申請の手続を行ったとしており、17

年1月から同年3月までの期間について、夫婦で共に申請免除を行った記録が認められる。申立期間④に関しては、妻は7年4月4日申請で、同年4月から同年9月までの間、申請免除を受けており（申立期間④のうち、平成7年3月までは結婚前に免除申請を行っている）、申立人も同時に申請免除の手続を行ったものと推認することができ、当時、申請免除は申請した前月から承認されていたことから、申立人は7年3月から同年9月までの免除を受けていたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年3月から同年9月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から39年3月まで
②昭和46年4月から47年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。昭和39年12月ごろに夫婦で国民年金の加入手続きを行い、①の期間の未納の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。②の期間は、農業収入を得た冬ごろに1年分をまとめて納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所有する国民年金手帳に係る記号番号が払い出されたのは、昭和39年12月25日であり、申立人が記憶する申立期間①の保険料の納付時期と一致するが、この時点で申立期間のうち、36年4月から37年9月までの間は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、役場で納付したとしているが、申立期間①の保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度保険料に相当し、役場で納付することはできない。

さらに、申立人は、所有する国民年金手帳の昭和36年度から38年度までの国民年金印紙検認台紙の切取線に検認印があり、これを納付済みの証拠として主張しているが、国民年金印紙検認記録欄に押印は無い上、当時の取扱いとして、不要な国民年金印紙検認台紙はその切取線に検認印押印の上、切り離して社会保険事務所に提出することとされており、

申立人が主張する保険料の納付があったとは認め難い。

一方、申立期間②については1年と比較的短期間であり、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年度以降は、申立期間を除き国民年金保険料を全期間納付している。

加えて、申立人は、昭和46年1月から農業者年金（農業者年金の被保険者は国民年金の加入が前提とされている。）に加入し、60歳まで申立期間を含めて農業者年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間②について、未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から39年3月まで
②昭和46年4月から47年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。昭和39年12月ごろに夫婦で国民年金の加入手続きを行い、①の期間の未納の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。②の期間は、農業収入を得た冬ごろ1年分をまとめて納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で昭和39年12月25日に払い出されており、申立人が記憶する申立期間①の保険料の納付時期と一致するが、この時点で申立期間のうち、36年4月から37年9月までの間は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、役場で納付したとしているが、申立期間①の保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度保険料に相当し、役場で納付することはできない。

一方、申立期間②については1年と比較的短期間であり、申立人はその夫と共に未納とされているが、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年度以降は、申立期間を除き国民年金保険料を全期間納付している。

加えて、申立人の夫は、昭和46年1月から農業者年金（農業者年金の被保険者は国民年金の加入が前提とされている。）に加入し、60歳まで申立期間を含めて農業者年金保険料をすべて納付していることが確認でき、

申立期間②について、申立人の夫の保険料が未納となっているのは不自然であると委員会で判断したところであり、夫婦で一緒に納付していたことが確認できる妻（申立人）が未納であることは不自然と言わざるを得ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月30日から同年7月1日まで

社会保険庁の記録では昭和45年6月が厚生年金保険に未加入の記録となっているが、昭和31年4月から平成3年4月末まで継続してA社に勤務しており、この期間だけ厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社（A社の継承会社）の在籍証明書及び事業主照会に対する回答書から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年7月1日に同社B支店から本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者原票及び被保険者記録照会回答票により、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って昭和45年6月30日と届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。手続はしなかったが市役所から納付書が送られてきていたので、59年の初めごろにまとめて保険料を納付した記憶がある。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直近の厚生年金保険適用事業所を退職した時点で、既に厚生年金保険の受給要件を満たしており、申立期間は、国民年民の任意加入期間に相当する。

申立人によれば、昭和56年12月末の退職時に国民年金の加入手続は行わなかったが、A市役所から納付書が送られてきたので、59年の初めごろにまとめて2年分ぐらい納付したとのことである。

しかし、①国民年金の任意加入の場合、加入手続を行わなければ資格取得できず、市役所から納付書が送られてくることは無いこと、②仮に納付書が送られてきたとしても、市町村の発行する納付書で過年度を含む2年分の保険料をまとめて納付することはできないこと、③申立期間は任意加入相当期間であり、記録上、任意加入手続を行ったこととされている昭和59年4月の時点では、さかのぼって資格取得及び保険料納付はできないこと、など申立人の主張には不自然な点が認められる。

加えて、申立人に聴取しても、まとめて保険料を納付した際の金額、納付場所などの記憶が曖昧であり、申立人の妻に確認しても、昭和59年4

月に夫婦で一緒に国民年金に任意加入した際の加入手続については明確な記憶があるものの、申立期間については覚えていないとのことである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成2年1月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和57年3月に結婚し、同年5月にA市B区に転居した際、妻と共に国民年金や国民健康保険の加入手続を行い、銀行等で保険料を納付していたはずである。妻は納付済みとなっているのに、自分は申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳に係る記号番号が払い出されたのは、平成5年以降にC市においてであり、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の所持する年金手帳では初めて国民年金の資格を取得したのは同5年6月26日となっており、その時点で申立期間は既に時効が成立しているため、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人によれば、A市B区に転入した昭和57年5月に申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしており、妻は57年5月ごろに同市B区で国民年金手帳記号番号が払い出されている。しかし、妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号を確認したが、すべて申立人以外の人に払い出されており、一緒に手続を行ったとの証言は信憑性^{びよう}に乏しい。

さらに、A市B区の記録によれば、申立期間について、申立人の国民年金加入、保険料納付の記録は無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、納付金額の記憶も不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月ごろから 36 年 6 月ごろまで
昭和 34 年 4 月ごろから 36 年 6 月ごろまで、A 市 B 区の C 社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無く、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

C 社との名称の厚生年金保険適用事業所が A 市内に 2 事業所あったことから、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間について申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

また、2 事業所のうち現存する 1 事業所（現在は、「D 社」）に確認したが、当時の資料は保存されておらず申立人の勤務履歴等は不明とのことであった。

さらに、申立人は当時の同僚について覚えていないとしており、申立人が申立期間に同社に勤務していたこと、厚生年金保険に加入していたこと等を裏付ける同僚等関係者の証言を得ることもできないなど、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から20年8月まで
昭和19年3月から20年8月までの間、A市にあったB社に勤めていたが、この期間について厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年8月15日までの間について申立人の年金記録を確認したところ、B社で厚生年金保険に加入していたが、34年8月27日に脱退手当金を受給したことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和19年3月から20年3月までの間は、申立人には給与明細書等の資料は無く、事業所も20年9月に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立人によればC国民学校を卒業後、同社に入社したとしていることから、D市教育委員会にC国民学校の卒業年次を確認したところ、昭和20年3月22日にC国民学校高等科を卒業したことが確認され、国民学校を卒業後、同社に正式に採用され、厚生年金保険の適用を受けたもの考えられる。

ところで、申立人は昭和19年3月から同社で勤務したとしており、これを確認できる資料は無いが、仮に19年3月から同社に勤務したとすれば、学徒動員としての勤務の可能性がある。しかし、学徒動員については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年ごろから36年ごろまで

昭和34年ごろから36年ごろまで、A社に勤務し、テニスコートの整備工事等に従事していたが、厚生年金保険に未加入との記録となっている。間違いなく勤務し給与から保険料を引かれていたと思うので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚として3名の氏名を挙げており、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、同僚として挙げた3名の氏名は見当たらず、同僚の連絡先も不明なことから、申立人の同社における雇用の有無、雇用期間の特定ができない。

また、申立人には給与明細書等の資料は無く、事業所も昭和54年12月に全喪しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 5 月から 32 年 6 月まで
②昭和 33 年 6 月から 36 年 4 月まで

昭和 30 年 5 月から 36 年 5 月まで A 組合の常務理事として勤務していたが、昭和 32 年 7 月から 33 年 5 月までは厚生年金保険の加入記録があるものの、その前後は未加入となっている。間違いなく常務理事として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 組合の登記簿謄本及び同組合発行の感謝状により、申立人が申立期間について、常務理事として同組合に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人には給与明細書等の資料は無く、事業所にも給与明細書、賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。さらに、同名簿には資格喪失した際に保険証を返納した旨の記載（昭和 33 年 6 月 6 日返納）がなされている。

さらに、当時の状況を知る元常務理事に確認したところ、「常勤で給与をもらっていた理事は、常務理事のみであった。厚生年金保険に加入していたかどうかは事務方に任せていたのでわからない。」としている。元常務理事が証言した常務理事歴任者の A 組合での厚生年金保険の加入状況を

みると、未加入の者がいるほか、いずれの常務理事も任期の一部しか加入しておらず、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。